

## 適格性に課題のある校長等の取扱いに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る校長、副校長及び教頭（以下「校長等」という。）のうち、学校経営等を行っていく上で必要とされる適格性に課題がある校長等に対して、県教育委員会は必要な研修を行うとともに、適格性を自ら判断する機会を与え、かつ、校長等としての職務遂行に必要な適格性について審査を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、適格性に課題のある校長等とは、学校経営等を行っていく上で校長等に必要な能力の不足、職務に対する意欲の不足、又は勤務態度等の不良のために職務遂行に支障が生じており、校長等としての資質及び能力を向上させるための研修を行う必要があると認められる者をいう。

### (研修の実施)

第3条 県教育委員会は、適格性に課題のある校長等に対する研修（以下「研修」という。）を実施する。

- 2 研修は、埼玉県立総合教育センター等において実施する。
- 3 研修の期間は、10日間程度とする。

### (研修の申請等)

第4条 研修の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下「申請者」という。）が、県教育委員会に対して行うものとする。

- (1) 市町村立学校の校長等 当該申請に係る校長等が勤務する学校を設置する市町村の教育委員会
- (2) 県立学校の校長等 副校長・教頭の場合は校長、校長の場合は県立学校人事課長

- 2 申請者は、客観的事実に基づきその職に必要な適格性に課題があると認められる校長等について申請を行うものとする。

### (研修受講者の決定)

第5条 県教育委員会は、前条の規定による申請に基づき、次条に規定する構成員で構成する判定会に当該申請に係る校長等への研修の必要性等について検討させた上で、研修受講者、研修期間等を決定し、申請者及び県立総合教育センター所長（以下「所長」という。）に通知する。

- 2 県教育委員会は、前項の規定による決定に当たっては、必要に応じて、申請者に対して、当該申請に係る校長等に対する指導等の状況に関する報告を求める。
- 3 県教育委員会は、第1項の規定による決定に当たっては、あらかじめ当該申請に係る校長等に意見を申し立てる機会を与えなければならない。

- 4 申請者は、第1項の規定による通知があったときは速やかに当該研修受講者にその旨を通知するものとする。

(判定会の構成員)

第6条 判定会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、市町村支援部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育総務部副部長、県立学校部副部長（県立学校人事課を所管する者に限る。以下同じ。）、市町村支援部副部長の職にある者をそれぞれ充てる。
- 4 委員に、教育総務部総務課長、教育総務部教職員課長、県立学校部県立学校人事課長、県立学校部高校教育指導課長、県立学校部特別支援教育課長、市町村支援部小中学校人事課長、市町村支援部義務教育指導課長及び総合教育センター総合企画長の職にある者並びに学識経験者とする。
- 5 前項の学識経験者の委員は、医師、弁護士を含め3名以内とし、県教育委員会が委嘱する。

(研修結果の通知等)

第7条 所長は、研修終了後、その結果を第4条第1項に規定する申請者に対して通知する。

- 2 申請者は、前項の規定による通知に基づき、当該研修受講者の指導を行うものとする。
- 3 申請者は、前項の規定による指導した結果を県教育委員会に報告する。

(審査会)

第8条 県教育委員会に、校長等の適格性等に関する審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 県教育委員会は、前条第3項の報告を踏まえ、研修受講者に係る校長等に必要な適格性の有無に関する事等について審査会に諮問し、審査会は審議した結果を県教育委員会に報告するものとする。

(審査会の構成員)

第9条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、副教育長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育総務部長、県立学校部長、市町村支援部長の職にある者をそれぞれ充てる。
- 4 委員は、教育総務部副部長、県立学校部副部長、市町村支援部副部長、教育総務部総務課長、教育総務部教職員課長、県立学校部県立学校人事課長、市町村支援部小中学校人事課長の職にある者及び学識経験者とする。
- 5 前項の学識経験者の委員は、医師、弁護士を含め3名以内とし、県教育委員会が委嘱する。

(委員長の職務及び代理)

第10条 判定会及び審査会（以下「判定会等」という。）の委員長は、判定会等

の会議を招集し、主宰する。

- 2 判定会等の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(判定会等の定足数及び表決)

第 11 条 判定会等は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 判定会等の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 判定会等の会議は、非公開とする。

(会議録)

第 12 条 判定会等の委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 審議事項等
- (4) 表決における賛否の数
- (5) その他必要な事項

- 2 会議録には、委員長及び出席した委員のうちから委員長が指名した 2 名の委員が署名するものとする。

(必要な措置)

第 13 条 県教育委員会は、審査会の報告を受けたときは、申請者にその内容を通知する。

- 2 審査会の報告を踏まえ、県教育委員会は、研修受講者に対し、校長及び教頭の希望による降任実施要綱（平成 15 年 8 月 1 日教育長決裁）による希望による降任の勧告その他の必要な措置を行うものとする。

(庶務)

第 14 条 判定会等の庶務は、市町村支援部小中学校人事課において処理する。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。